

【ポスター発表】

子ども虐待ケースでの専門職連携に関する課題の検討 I

—円滑な連携を図るための保育現場の工夫や留意点—

○ 聖セシリア女子短期大学 今井大二郎 (009042)

キーワード3つ：子ども虐待、専門職連携、保育現場

1. 研究目的

「平成28年度福祉行政報告例」(厚生労働省)によると、全国の児童相談所への子ども虐待に関する相談件数は122,575件となり、平成2年度から一貫して増加の一途をたどっている。また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第13次報告」(厚労省)によると、平成27年度に心中以外で虐待により亡くなった子どもの年齢は、満3歳までが42人と8割を超え乳幼児の死亡率が高い痛ましい結果となっている。こうした背景から児童虐待の防止等に関する法律や子ども・子育て支援法・制度により、保育施設への入所にあたり特別の支援を要する家庭の福祉への配慮や優先的な入所要件が設けられ、子ども虐待の予防や防止に向けて保育施設には積極的な役割を果たすことが求められている。一方で保育現場における子ども虐待ケースへの対応は一筋縄ではいかず保護者との関係への配慮等で苦慮するケースも少なくない。対応困難なケース等に幅広い適切な支援を提供するには、専門職連携の実践が一つの重要な鍵となるが、保育現場と専門職との連携上の課題も散見される。こうした専門職連携上の課題について笠原(2016)は、保育者が連携の全体像を把握し、円滑に連携を行なうため「ワークシート児童虐待防止において保育者に求められる専門職連携実践(協働)の自己チェック」を示している。このシートに則り専門職連携が十分機能することで、保育現場での子ども虐待ケース対応に大きく寄与すると思われる。そこで本研究は、こうした知見がより有効活用されるためにも、保育現場がこれまで専門職連携を円滑に行うために行ってきた取り組みや留意点について、子ども虐待ケースへの支援実践があった現場の声に着目して明らかにし、保育現場サイドの専門職連携上の具体的な手立てや留意事項について整理することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

平成27年度及び28年度に各園で対応した子ども虐待ケースについて、①ケースの有無、②件数、③対応したケースがあった場合の連携先機関、④効果的な連携を行う上での保育現場側の留意点について自由記述で回答を求めた。

平成29年5月～10月末日の期間において、関東圏内の認可保育所80園に対して郵送によるアンケート調査を行った。回答者は園長、子ども虐待ケース担当者とした。

3. 倫理的配慮

事前にアンケートへの回答を承諾があった園に対し、回答に関する説明文書とアンケート用紙を送付した。説明文書には、調査は保育所との合意の下で行われ、調査内容や方法

について質問することができ、いつでも参加を取りやめることができる旨、要望があれば調査結果等を送付することを記した。回答内容については、調査以外の目的では使用しないこと、加えて加工を施し、個人や園の特定化を防ぐこと、その他保管方法についても明記し、アンケート用紙の返信をもって承諾を得るとした。その他日本社会福祉学会の「研究倫理指針」を遵守した。

4. 研究結果

関東圏内の認可保育所 80 園にアンケート用紙を配布した。回収した園は 43 園で回収率は 53.8%であった。そのうち平成 27・28 年度に対応したケース（児相からの意見書付き入所も含む）の有無について聞いたところ「ある」と回答した園が 19 園（44%）で、「ない」と回答した園は 24 園（55.8%）であった。次に「ある」と回答した園でその対応した件数を聞いたところ「1 件」が最も多く、「5 件以上」と回答した園が 2 園あり、合計で 53 ケースあった。さらに 53 ケースのうち、実際に連携した関係機関先（重複含む）について聞いたところ、子ども家庭支援センターが 27 件（50.9%）、児童相談所が 23 ケース（43.4%）、区市町村窓口が 13 ケース（24.5%）と比較的多い連携先として挙げられた。最後に保育現場が専門職と連携して支援を行う上での具体的な留意点や手立てについて自由記述で回答を求めた。その結果、①「細やかな連携の上での情報共有」、②「詳細な記録」、③「SC やアドバイザーのような職員配置」、④「日頃の保育や保護者支援からの基盤づくり」、⑤「窓口の一本化（日々の連絡帳も含め）」の 5 つのカテゴリーに分類することができた。その他詳細については当日に発表する。

5. 考察

①に関しては、日頃から連携やコミュニケーションを図ることが大切という肯定的な側面と「電話連絡のみで顔を合わせてやりとりをしたことがない」といった否定的な側面も含まれると思われる。また「水面下でしっかりと各々の役割分担をすることで、一線を引く保護者にも対応できる」という回答も得られた。②では、事実や証拠という点はもとより、「具体的な記述」が専門職間での深いケース理解につながるという対応の基本としての声が寄せられその重要性が再認識された。③は保育現場の多忙さによる細かな業務が難しいという側面からの声であり今後検討が期待される。④も対応の基本であるが、日頃のケアワークや保護者との細やかなコミュニケーションの積み重ねが信頼関係の基盤となり、より深いケース理解をもたらすというものであった。⑤では、保護者対応を一本化したことにより保護者の細かい仕草や表情を含めた情報を専門職間で共有できたというものであった。以上の結果は、保育者側の積み重ねた経験から得た留意点として、実際の連携上で活かされていたもので、今後も連携上の基本として活用されることが期待される。

引用文献

- ・ 「保育園・幼稚園における子ども虐待対応：専門職連携実践に向けて園ができること」
笠原正洋 小児科臨床第 69 巻 12 号 2016